スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

# 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

## 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

# 北海道弟子屈町


自 治 体 名 ： 北海道弟子屈町
担 当 課 名 ： 教育委員会管理課
電 話 番 号 ： 015-482-2945

# 1.自治体の基本情報

スポーツ庁

## 基本情報

| | |
|---|---|
| 面積 | 774.33㎢ |
| 人口 | 6,348人 |
| 公立中学校数 | 2校 |
| 公立中学校生徒数 | 124人 |
| 部活動数<br>（運動部活動のみ） | 3部活 |
| 地域クラブ活動数 | 1クラブ |
| 市区町村の協議会・検討会議等の設置状況 | 設置済 |
| 市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況 | 策定済 |

## 地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

本町は北海道の釧路管内の北部に属している過疎地域の町である。昭和40年の人口13,622人をピークに、平成27年以降、毎年100人を超える人口減少が続いている。

町内には中学校が2校あるが、令和7年度の生徒数124人に対し、令和8年度では119人、令和12年度では95人まで減少する見込みとなっている。

両校とも部員数は減少しており、団体競技の野球やバレーボールについては、近隣中学校と合同チームを組まないと大会に出場出来ない状況であった。

令和7年度においてはソフトテニス、3年生が引退した後で野球とバレーボールが休部となった。運動部は、バドミントン部のみとなり、1校においては運動部が実質ない現状となった。このままでは、生徒達がスポーツ活動及び文化活動をする機会が減少し、活動が継続できない。

また教職員の働き方改革に係る「時間外在校等時間」においても、部活動を顧問している教職員の在校時間が長くなっているという傾向も見られている。

まずは、存続しているバドミントン部を今後も継続できるように、ヒアリングでマッチングしたバドミントン協会へ協力を依頼。土日の活動を実証事業として進めることにした。

今後の課題として、受け皿としての体制、指導者の資格取得等、協議・検討していくこととなる。




弟子屈なびより(https://www.masyuko.or.jp/access/)

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 運営体制・役割

### ●市区町村における推進体制図

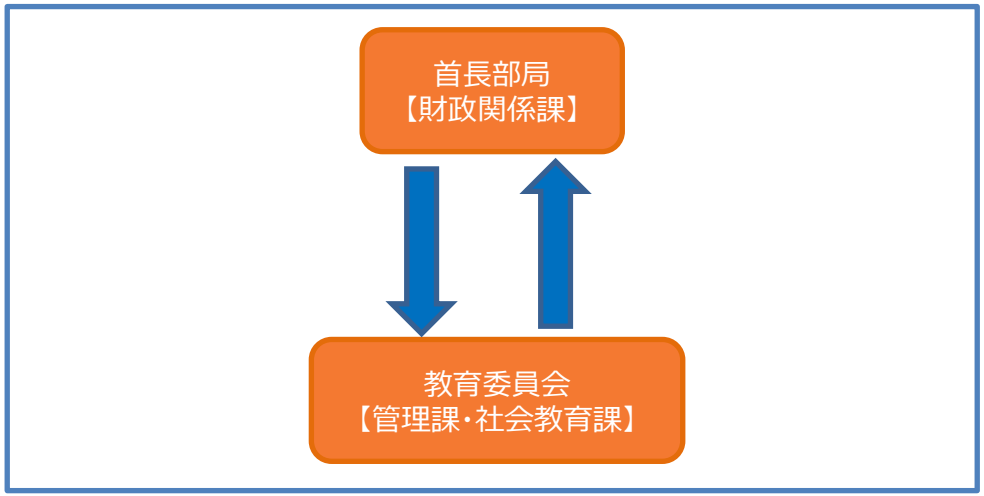


### ●行政組織内での役割分担

**◉首長部局**
・地域移行に係る財源の確保

**◉教育委員会（管理課・社会教育課）**
・検討協議会に係る業務（日程調整、議案作成、案内送付等）
・実証事業に係る業務（報酬支払い等）
・スポーツ関係団体との調整（受け皿の確保調整等）

**◉学校**
・活動日程調整
・大会への引率

## 年間の事業スケジュール

・令和7年4月　顧問教諭及び外部指導者の協力のもとバドミントン部の土日の活動の実証事業開始
　大会時も顧問教諭の他に、外部指導者も同行
・令和7年5月　指導者の審判資格取得検定申込
　（指導者２名が申込、資格を取得）
・令和7年7月　審判資格取得に係る交付金交付
・令和7年9月　顧問教諭が付かない状況での外部指導者による活動開始
・令和7年10月　第1回検討協議会開催
・令和7年11月　活動場所を川湯中学校以外の場所で実施開始
・令和8年3月　第2回検討協議会開催（予定）

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 地域クラブ活動の運営実績

### ①全体に関すること

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実施した地域クラブ活動総数 | | 1クラブ | |
| ケース別地域クラブ活動数 | A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数） | | 1クラブ（1部活動） |
| | B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数 | | 0クラブ |
| 全体の指導者数 | 2人 | 全体の運営スタッフ数 | 4人 |

### ②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

| 地域クラブ活動名 | 運営団体種別 | 種目 | 実施回数（平日・休日） | 実施時間帯 | 参加者（学年別） | 実施期間 | 指導者数 | 運営スタッフ数（他クラブと兼務） | 会費 | 大会参加方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| バドミントンクラブ | 地域クラブ | バドミントン | 平日　0回/月<br>休日　2～3回/月 | 休日の9時～12時 | 3年　5名<br>2年　2名<br>1年　2名 | 令和7年4月～令和8年3月 | 2人 | 4人（内、兼務0人） | なし（別途部費徴収） | 中体連、地区大会：部活動 |

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 主な取組例

### ●バドミントンクラブ　活動概要

| | |
|---|---|
| 地域クラブ活動で実施した種目 | バドミントン |
| 運営団体名 | バドミントンクラブ |
| 期間と日数 | 4月～現在<br>月2～3回程度 |
| 指導者の主な属性 | 弟子屈町バドミントン協会 |
| 活動場所 | 川湯中学校、奥春別交流センター |
| 主な移動手段 | 保護者送迎 |
| 1人あたりの参加会費等（年額） | 無料 |
| 1人あたりの保険料 | スポーツ安全保険<br>指導者一人あたり：1,200円/年<br>生徒一人あたり：935円/年<br>※独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 |

### ●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図

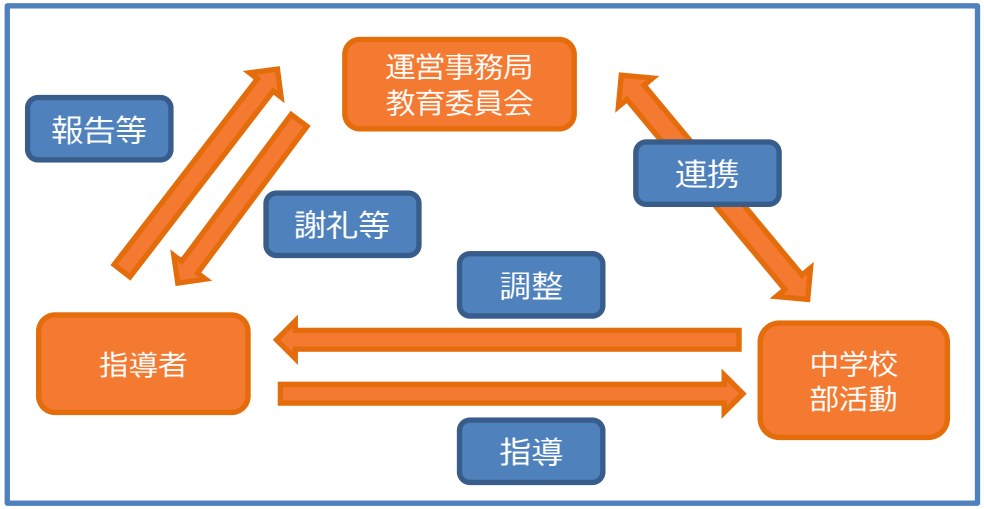


### ●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

●統括責任者（教育委員会）

役割：全体の調整・事務を行う

指導者への報酬支払いを行う

●主任指導者　2名

役割：生徒に対して競技の指導を行う

●運営補助者　2名（川湯中学校）

役割：情報交流、実証事業の補助を行う

# 2.実証内容と成果

**ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備**
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

#### 取組事項

令和6年4月に教育委員会が事務局となり、PTA会長、学校長、スポーツ協会、少年団代表で構成された「弟子屈町部活動地域移行検討協議会」を設立。

#### 取組の成果

- 令和5年8月に「部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣支援事業」を活用し、弟子屈町の部活動の在り方研修会を開催し、教育委員、スポーツ協会、少年団代表、学校長等が参加した。
- 令和6年1月に保護者、児童生徒、教員等へニーズ調査を実施。
- 令和6年4月に検討協議会を設立し、ニーズ調査結果を踏まえながら、スポーツ少年団を核とした持続可能な体制構築を目指すこととなった。
- 事務局、学校長、少年団代表等の3者によるヒアリングを実施し、バドミントン競技において、指導することが可能という事でマッチングし、検討協議会において、令和7年度からバドミントン部において、土日の活動を実証事業として実施すると決定した。

#### 今後の取組における課題

地域に少年団や大人が活動している団体は多くあるが、個別ヒアリングによって、指導者の高齢化・指導者不足、少年団の指導との兼ね合いで、中学生までの活動を行えない等の事情がわかった。

今後、他の部活動の受け皿の確保や、受け皿の確保が厳しい状況にある種目競技の部活動の方向性について検討を進めていく必要がある。

#### 課題への対応方針

- 指導者不足として、地域クラブ活動において指導を希望する教員を募り、地域の一員として指導者となってもらえるような周知を図る。
- 受け皿が見つからなかった場合の部活動については、部活動を継続しつつ、外部指導者による指導が可能かどうか検討を進める。

# 2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
**イ：指導者の質の保障・量の確保**
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

#### 取組事項

- ヒアリングの結果、マッチングしたバドミントン部において、バドミントン協会に所属する2名の指導者に土日の指導を依頼。
- 顧問教諭と外部指導者による協力の下、川湯中学校の体育館で土日における活動を実施。令和7年9月からは、単独で学校課外活動として月2～3回指導。冬季では、中学校体育館の他に、他の施設を使用しての指導を実施。
- 中体連の他に、各種大会に引率。
- 中体連引率に向けた資格取得を依頼。

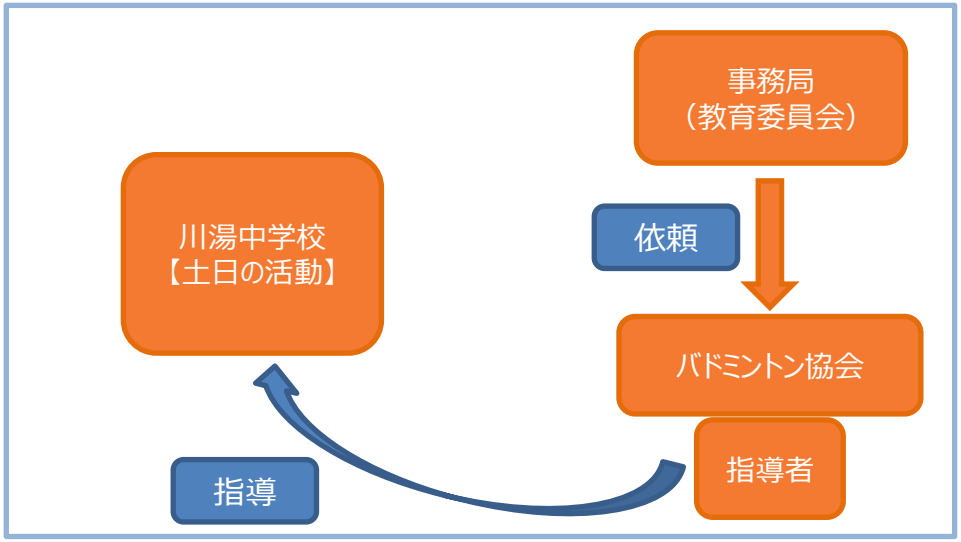


#### 取組の成果

- 競技の専門ではない顧問教諭による指導を行っていたが、地域団体の指導者が指導することで、地区大会でベスト8まで入賞する等、生徒の技術力の向上が見受けられた。
- 土日の部活動について、それまでの顧問教諭の複数体制で実施してきたが、土日に休みが取れ、負担の軽減に繋げることができた。
- 指導者への資格取得交付金制度を整備したことにより、指導者が資格取得し、引率資格条件を一部備えることとなった。

#### 今後の取組における課題

- 指導者が高齢であるため、今後の継続のための若手指導者の育成が課題となる。
- 各種大会へ引率するための指導者資格取得の必要性。

#### 課題への対応方針

- 協会に年齢の若い人材が活動しているので、指導者として協力、もしくは、資格取得の可能性も含めて、ヒアリングを実施する。

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

**指導者の資格取得促進に向けた取組**

競技種目によって異なるが、バドミントンについては、地区及び北海道中学校体育大会に引率する地域クラブ活動の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していることが条件となっている。

引率するためには、指導者の資格が必要になる為、資格取得促進を実施した。令和7年度から「弟子屈町指導者資格取得等交付要綱」を施行した。その中で、地域移行の受け皿となる団体の指導者として携わる者または携わる希望のある個人を対象とし、スポーツ活動及び文化芸術活動の振興のため、弟子屈町の文化・スポーツ関連事業等に協力できる者に限ることとした。

資格取得に係る経費を上限8万円とし、資格の更新については、上限2万円を交付する。

| | |
|---|---|
| 指導者総数 | 2人 |
| 資格所持指導者数 | 2人 |
| 本年度資格を取得した指導者 | 2人 |

**平日・休日の一貫指導に関する取組**

- 4月当初に部活動顧問教諭と指導者とで、今年度の活動方針と練習日程と時刻の確認を行った。
- 4月～9月まで顧問教諭と指導者間で指導方法等相互に確認をしながら実施。
  （顧問教諭も休日の活動へ参加しているので、様子を観察しながら平日の部活動にも反映をした）
- 9月からは、指導者のみの指導となったが、学校との情報共有は継続している。

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

**●取組項目名　キ：学校施設の活用等**

### 取組事項

- 実証事業では、それまでの部活動の活動拠点や実施時間を変えずに、土日での活動を基本、川湯中学校体育館で実施する。
- 冬季間については、川湯中学校体育館が寒いため、今後の活動場所を含めて、それ以外の施設での活動ができるのか検討し、確保できるように取組む。

### 今後の取組における課題

- 現在、地域クラブ活動として行ってはいるものの、体育館使用については、部活動としての形態を残して活動しているため、顧問教諭の協力が必要となっている。学校開放として利用するために、体育館から校舎までの侵入防止、体育館の施錠等、セキュリティ面の施設管理の課題がある。
- 川湯市街地付近ではなく、弟子屈市街地付近で活動する場合に、公共機関の時間がないため、保護者の送迎が不可欠になる。

### 取組の成果

- 体育館使用について、顧問教諭の協力のもと、施設管理を行った。
- 冬季間の他の施設については、町の施設において、地域スポーツ団体等が使用でき、使用料の減免ができる「奥春別交流センター」を活動場所として確保できた。
- 色々な環境で活動することにより、違った環境でも最大限のポテンシャルを発揮出来るようになれる。

### 課題への対応方針

セキュリティ対策として、利用者が鍵を開閉できるスマートロック等を導入することで、学校体育施設の安全な有効活用を検討する。

また、体育館と校舎間に防火扉等で校舎への侵入防止策をとる、または、立ち入りしないようなルールを徹底する等の対策を検討する。

弟子屈市街地付近での活動を実施する場合には、外部指導者や顧問教諭から保護者へ、参加したい場合は送迎や乗り合わせするように依頼をかける。

# 2.実証内容と成果①

スポーツ庁

## 総括・成果の評価・今後に向けて

### ●総括

令和5年度に「部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣支援事業」を活用し関係者への研修会を開催。研修会の後に児童生徒・保護者・教員へニーズ調査を実施。

令和6年度に教育委員会が事務局となり、PTA会長、学校長、スポーツ協会、少年団代表から構成された「部活動地域移行検討協議会」を設置。事務局、学校長、少年団代表の３者によるヒアリングを実施し、情報交流や意見交換を通じて、バドミントン競技を土日に指導することが可能とマッチングし、町内で活動している「弟子屈町バドミントン協会」との連携により、令和7年度から実証事業として進める形となった。

### ●成果の評価

- 令和6年度中に、バドミントン協会所属の指導者が川湯中学校の土日の部活動を視察し、令和7年度から顧問教諭の付き添いのもと、指導を行った。従来の休日における部活動と同様に、活動場所や時間の変更をすることなく実証事業を行ったことで、生徒や保護者に負担をかけずに実施できた。
- 大会に引率するための指導者資格については、引率資格条件を一部備えることができた。
- 令和7年9月からは、顧問教諭がつかない単独での指導を行ったことにより、教員の負担低減につながった。
- 顧問教諭からは、競技の専門である指導者が指導することにより、生徒達の技術力の向上、個々の能力を引き出す等、成果が見られるとの意見があった。

### ●今後に向けて

- 指導者が高齢の為、今後の継続のための若手指導者の育成・若い人材を発掘する必要がある。
- 各種大会へ引率するための指導者資格取得の必要性。
- セキュリティ対策としての学校施設の安全な有効活用の検討。
- 川湯中学校の生徒だけではなく、弟子屈中学校の生徒、そして今後は、町内の子ども達が参加できるような、団体の活動、施設の利用について検討していく必要がある。

# 2.実証内容と成果②

スポーツ庁

## アンケート結果・参加者/関係者の声

### ●アンケート結果

Q.指導体制について、どのように考えますか【生徒向け】

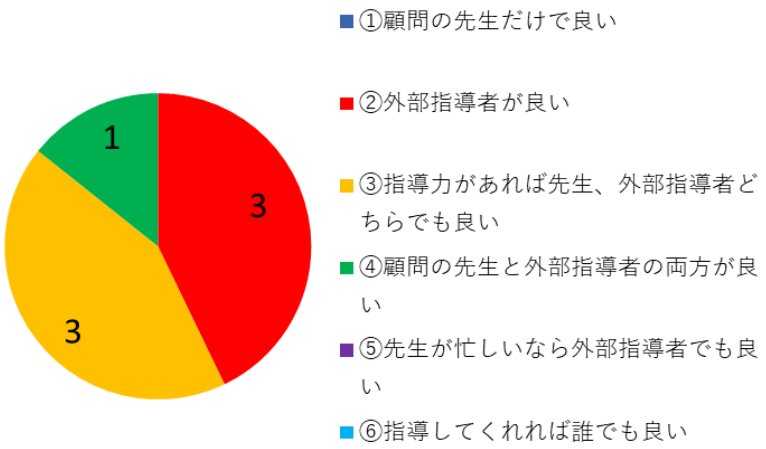


Q.指導体制について、どのように考えますか【保護者向け】

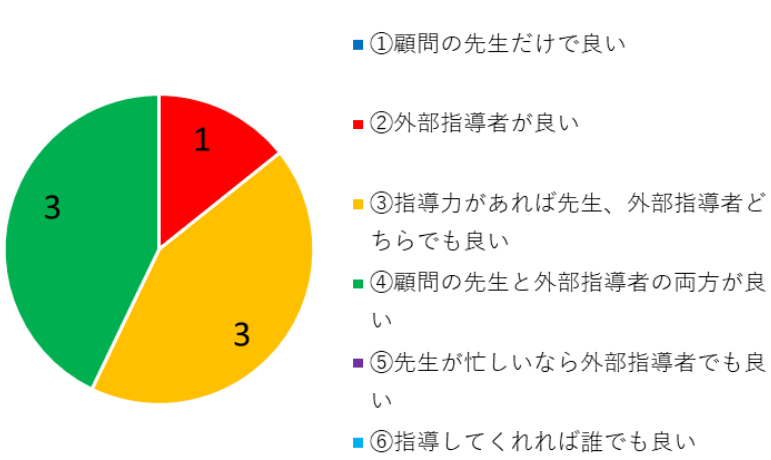


### ●参加者/関係者の声

**保護者**

保護者負担とするが、一定程度は負担を軽減して欲しい。
ただ、クラブチーム的なものになった場合、全額負担になっても仕方がないと考える。

**顧問教諭**

バドミントンの大会関係については、現在学校で大会費の回収と運営の事務・大会会場への生徒の送迎を担っているため、不安がまだ残る。また練習場所について学校外の面については、クラブ化する前の事前準備としては良いと思います。事前にさまざまな環境で練習することは、外部指導者にとっても、預けたり、送迎する保護者にとってもメリットがあると思います。

# 2.実証内容と成果③

スポーツ庁

## 参考資料









【バドミントン練習状況】

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

| 令和5年 | 令和6年 | | | 令和7年 | 令和13年まで |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域関係者への説明、アンケート実施 | 協議会の設立 | 事務局・少年団（協会）・学校ヒアリング | 実証事業の選定 | 実証事業の開始 | 休日の部活動の完全地域移行 |

●現状説明

「部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣支援事業」を活用し、弟子屈町の今後の部活動の在り方について検討するため、NPO法人留萌スポーツ協会理事長を迎えて研修会を開催した。研修会には教育委員、スポーツ協会、少年団関係団体、学校長やPTA会長等が参加した。

●アンケートの実施

地域クラブへの段階的な移行へ向けた課題やニーズを把握するために、小学4～6年、中学1～3年、保護者、教員、スポーツ関係団体へアンケート調査を実施し、それぞれのニーズを把握。

●協議会の設立

令和6年4月に協議会を設立、5月に第1回協議会を開催し、アンケート調査の結果を説明。

●各ヒアリング

事務局（教育委員会）が各学校の部活動顧問へヒアリングをし、現状を把握。その後に事務局、部活動にある種目の少年団や協会、学校長で3者ヒアリングを実施し、受け入れの可否や課題を共有。

●先行モデル団体の選定

ヒアリングを実施した結果、川湯中学校のバドミントン部について、バドミントン協会の指導者が土日の指導について対応可能と回答をいただく。検討協議会において協議し、実証事業として決定。令和6年度中から、学校の協力の下、土日の部活動に指導者が視察を行い、学校と調整を行った。

●実証事業の開始

令和7年4月より、協議会において実証事業として決定したバドミントン部の土日の活動開始。6月には、中体連の引率に必要な資格の一つである、日本バドミントン協会公認審判員資格を取得。顧問教諭ともに中体連等の大会への引率も実施。
9月より顧問教諭が指導しない中での、地域クラブ活動指導者のみの指導を開始。

報酬や旅費は事務局で整理し、支給手続きを行った。大会への移動については、町有のスクールバスを利用し、保護者送迎に係る負担の軽減を図った。

●休日の部活動の完全地域移行

「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」に示されているように、令和13年度までに土日の部活動を完全地域移行。

# 3.今後の方向性

スポーツ庁

